

平成23年度第2回流山市入札監視委員会 会議録

1 日 時

平成24年2月6日(月)午後2時30分

2 場 所

流山市役所第2庁舎4階 401会議室

3 出席委員

倉橋 透 委員長 中 神 啓四郎 委員
菅生 泰久 委員

4 欠席委員

な し

5 出席事務局

古川財産活用課長 海老原課長補佐 福丸契約係長
鈴木主任主事 古林事務員

6 工事担当課

公民館、下水道建設課、河川課

7 審議事項

- (1) 抽出事案の審議について
- (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告
- (3) 次回審議事案の抽出について
- (4) その他

7 協議状況

開 会 午後2時30分

閉 会 午後3時40分

〔委員長挨拶〕

協議事項

(1) 抽出事案の審議について

ア 流山市文化会館舞台設備改修工事

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

倉橋委員長

今回改修工事を行う舞台設備は、通常何年ほどで劣化するものなのか。

公民館長

およそ10年が目安で、耐用年数の長いものでは20年としているが、今回改修する設備は昨今の厳しい財政事情により整備や点検を行うことで延命をさせてきた。

そのため部分的には補修や取替はしているものの、結果的には今回の設備は長いもので40年間使用した。

菅生委員

2社が入札前に辞退をしているが、どのような理由によるものか。

古川課長

詳細は把握していない。いずれの業者も実績はあるが、自社の都合によるものと考える。

中神委員

欠席というのもあるようだが、これはどういったものか。

古川課長

当日まで参加すると思われたが、連絡なく入札をしなかったというものである。

中神委員

すると、入札前辞退とは事前に連絡するものか。

古川課長

その通りである。

福丸係長

補足をさせていただくと、今回の入札は電子入札のため、入札辞退の理由は不明である。入札前辞退とは業者がその旨の登録を行えばそれで辞退となる。欠席とは未入札の場合そのように表示されるものである。

イ 第7 - 2 汚水枝線工事 (E 3 - 7 2 1)

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

倉橋委員長

今回は総合評価方式の入札となっているが、女性従業員の雇用については評価対象としないのか。

古川課長

当工事は6月公告の案件であるが、女性従業員の雇用については、8月1日以降に公告した案件について評価対象となっている。したがって今回の工事では評価対象としていない。また、当該項目が評価対象でないため評価点の合計は98点満点となる。

中神委員

公告文中の『9 . 本件入札に参加する者に必要な資格』の(2)の要件に該当する会社は何社あるのか。

古川課長

14社である。

中神委員

その中から8社応募してきたということか。

古川課長

その通りである。

倉橋委員長

当工事案件については、公告文にある通り、総合評価方式で入札を行うということも含め6月28日まで公表されているということでもいいか。

古川課長

その通りである。

菅生委員

今回の入札結果では、入札金額が一番安い大栄総建(株)と落札者の(株)北盛工業との間で入札金額に600万円ほどの差が見受けられるが、結果的に北盛工業(株)が評価点の合計で上回り落札している。

評価点を見ると、市との災害協定を大栄総建(株)は締結していないためその分の点数がない。この影響が大きいと思われるが、その後同社は災害協定を締結したのか。

古川課長

最近でも締結はしていないと聞いている。

倉橋委員長

価格点の算出方法について、最低の金額を70点とし、そこから各々の金額を割り戻していくという方法をとっているのか。

古川課長

その通りである。

倉橋委員長

年間で総合評価方式の入札は何件行っているのか。

古川課長

平成 2 2 年度は 3 4 件、平成 2 3 年度はこれまでに 2 9 件実施した。

倉橋委員長

総合評価方式の入札の落札者決定基準を踏まえて行動する企業もあるのか。

古川課長

ある。実際に評価項目中の女性従業員の雇用や、商工会議所への加入が促進されている。

倉橋委員長

市としては、価格のみの基準にとらわれずに出来るだけ総合評価方式の入札を行っていききたいという考えなのか。

古川課長

そのようにしたいが、実際に総合評価方式で入札を行う場合、学識経験者の意見聴取が必要となるためにその期日の調整や、その他の事務作業の増大など手続に非常に手間がかかる。

そのため、入札契約審査会で予め総合評価方式で行う入札案件を選定している。

ウ 新東谷調整池地盤改良追加工事

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

中神委員

配布資料(22年度発注工事の契約内容(随意契約分))にある単一契約設計金額と随意契約設計金額の差額の内容は何か。

川崎課長

通常通り工事を行った場合と、近接工事として工事を行った場合にかかる経費の差額である。

倉橋委員長

設計金額を算出するにあたり、見積りは取ったのか。

川崎課長

取っていない。市で設計をしたところその金額になった。

倉橋委員長

そうすると、この単一契約設計金額の2億円というのは市が算定した
ものか。

川崎課長

その通りである。

倉橋委員長

この金額は予定価格のようなものと考えてよいのか。

川崎課長

そのように考えて頂いて差し支えない。

倉橋委員長

近接工事と通常工事では、どの程度経費の金額は変わるのか。

川崎課長

あくまでも計算上であるが、今回は近接工事とした場合、経費の金額
は通常の工事とするより12%程度安くなった。

倉橋委員長

今回の単一設計金額の2億円という金額と、工事金額の8,800万
円という金額にはどういった関係があるのか。

川崎課長

今回の工事を発注した原因について、(本体工事を施工した)日本国土
開発㈱に過失はないものの道義的責任があるため、同社と協議して市と
の間で確認書を締結し、設計金額の半分の金額で工事を行うこととした。

倉橋委員長

そうすると、他の業者に頼めば1億7,000万円ほどかかるところ、半分で工事を行うことになったということか。

川崎課長

その通りである。

中神委員

これは追加工事となっているが、本体工事はいつ頃行っているのか。

川崎課長

平成21年度から22年度までの継続事業として実施している。

中神委員

本体工事はもう完了しているのか。

川崎課長

完了せず、平成23年度に事故繰り越しとなり、本年（平成24年）1月10日に工事検査が完了した。

本体工事が全体の3分の1ほどまで掘削したところ地盤の変化が起き工事ができなくなった。それが平成22年の10月頃である。

その後工事を再開できたのは平成23年4月であり、それまでに対策工法を検討・施工していた。

菅生委員

日本国土開発(株)に責任があるということだが、先ほど出た工事費の半分を負担させるというのはどのような根拠か。

川崎課長

同社と市で協議を行ったところ、同社に過失はないが道義的責任はあるため、同社に検討を依頼し、同社から提出してもらった数字である。

倉橋委員長

トラブルが発生した場合、50%が相場なのか。

川崎課長

当市では過去このような事例はなかったため、不明である。

菅生委員

市ではこの50%を負担させるということを受当と考えているのか。

川崎課長

双方協議のうえ、相手から出てきた金額であり、受当と考える。

中神委員

最終的にこれを市として了承したのか。

川崎課長

その通りである。議会にも上程し、承認を得ている。

中神委員

本工事の金額はいくらか。

川崎課長

約5億6,000万円である。

菅生委員

これは入札で行ったものか。

川崎課長

その通りである。

倉橋委員長

本工事の内容に地盤調査は含まれていたのか。

川崎課長

含まれていた。それだけでなく、元々施工箇所が地盤の悪いところということもあり、地盤改良も内容に含まれていた。

そのため地盤改良を施したものの、掘削により地盤が弱くなり応力解放（地滑り）が発生した。その地盤を改良するための工事が今回の追加工事である。

菅生委員

そうすると、特に地盤が悪いという事情が分からなかった施工業者が50%負担するのはおかしいのではないか。

川崎課長

先ほども申し上げた通り、過失はないものの道義的責任はある。

また施工前に市から調査データを渡し、その内容を自社内で検討したうえで問題ないものとして施工していることから、道義的責任がある。

倉橋委員長

ボーリングは行ったのか。

川崎課長

行っている。

中神委員

本体工事、追加工事共に完了しているとのことだが、同時に引き渡しを受けたのか。

川崎課長

追加工事が完了しないと本体工事ができないため、追加工事が先に完了した。

追加工事は平成23年6月13日に完了し引き渡しを受けた。その後本体工事は1月10日に完了し引き渡しを受けた。その後支払の手続きもしている。

倉橋委員長

今回と同じような事例が発生した場合、今回と同じように対処するのか。

海老原課長補佐

事例によって状況が異なるため、ケースバイケースになると思われる。

倉橋委員長

今後このような話が出てきた場合、過失の内容を詰め、最終的にどのような負担割合になるのかということも考えておく必要があると考えられる。

(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

〔 事 務 局 説 明 〕

倉橋委員長

なぜ井戸の設置工事を指名競争入札としたのか。

古川課長

事前に調査したところ業者数が少ないため、地方自治法施行令の規定に従い指名競争入札とした。

倉橋委員長

指名停止の停止理由に粗雑工事とあるが、その内容は何か。

古川課長

当市発注のものでなく、また粗雑工事が行われた市からも特段の情報提供は受けていないため、不明である。

倉橋委員長

今回指名停止とした業者は過去当市の工事に関わったことはあるか。

古川課長

確認したが、本市工事に関ったことはない。

倉橋委員長

低入札となった工事に、今回随契の議題となった工事と似た名称のもの（新東谷調整池底部ほか施設整備工事）があるが、両者の関係はあるのか。

古川課長

今回の随契の議題となった工事によりできた調整池にテニスコートを造る工事である。この工事が低入札となったものである。

倉橋委員長

この工事を落札した業者は、先ほど一般競争入札の案件で説明を受けた業者か。

古川課長

その通りである。受注意欲が高く、一般管理費を下げてでもぜひ落札したいということだったので、落札者として認定した。

（３）次回審議事案の抽出について

倉橋委員長

次回の委員会の審議案件として、一般競争入札については、「野々下１号雨水幹線工事」としたい。

指名競争入札案件については、「災害用井戸設置工事（No. １）」とし、随意契約案件については、「第７－１配水管切り回し工事（EW 3－7 1 A）」としたいがどうか。

〔全 員 了 承〕

（４）その他

特になし

倉橋委員長

次回の平成24年度第1回入札監視委員会は、10月1日（月）に開催することとする。

特に質問が無ければ、以上で委員会を終了する。